**同意書**

* **福祉用具の購入には、一度に多くの費用がかかります。**

**購入する福祉用具の購入額（本人負担額）**　　　　　　　　　　　　　　　　　円

**現在借りている福祉用具の毎月の負担額**　　　　　　　　　　　　　　　　　円

* 福祉用具貸与事業者が行う福祉用具の管理(点検や整備など)や事業者の加入する保険などの

費用を含んでいます。

**今回の購入金額は、おおよそ　　　か月借りたときと同じ額です。**

　　・介護保険の利用者負担割合に応じて購入補助がありますが、補助金の受領権限を委任してもらうことにより、市から購入業者に直接支払います。

* **説明書などを十分に読んで、正しい使い方を心がけることが必要です。**

　　・間違った使い方をすると、ケガをする恐れがあります。

　　・使用方法などで不明な点がある場合は、購入した業者に確認してください。

* **購入した福祉用具は、自分で管理しなければいけません。**

・福祉用具の使用にあたり、どのような管理が必要か説明書などで確認してください。

・購入した福祉用具に不具合がある場合は、購入業者にメンテナンスを依頼することができ、メンテナンスの費用は市が補助します。（補助金の受領権限を委任してもらうことにより、市から購入業者に直接支払います。）ただし、メンテナンス後、部品交換等により発生する費用については自己負担となります。

・購入した福祉用具の保証期間と保証内容については、製造元の保証に準じます。

・購入した福祉用具で利用者が不利益を被った場合は、市及び販売業者は一切の責任を負いません。

* **状態が変わるなどして、新しい福祉用具が必要なときは、介護保険で新しい福祉用具を借りることができます。**

・状態が変わるなどして、新しい福祉用具が必要なときは、地域包括支援センターやケアマネージャーにご相談ください。

　　・使えなく(使わなく)なった福祉用具の購入費用は、返金されません。

　　・使えなく(使わなく)なった福祉用具の処分及びその費用については、自己負担となります。

以上に同意し、延岡市介護予防福祉用具購入等補助事業を利用し、福祉用具を購入します。

　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

住所：

氏名：

Ｒ３．６